

平成29年度第1回小田原市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成29年6月30日(金) 午前10時00分から10時20分まで
- 2 場 所 小田原市役所 3階 議会全員協議会室
- 3 案 件
 - (1) 審議事項
 - ア 付議
議第1号 小田原都市計画公園の変更
 - (2) 報告事項
 - ア 小田原都市計画道路の変更(県決定)について
- 4 出席委員 木村秀昭、畠山洋子、藤井香大、岡村敏之、桑原勇進、中西正彦、井上昌彦、川崎雅一、篠原弘、細田常夫、星崎雅司、北川常弘
(委員12人が出席、欠席委員：田中修、関野弘行、奥真美、吉田慎悟、青木崇)
- 5 事務局 佐藤技監・都市部長、石塚都市部副部長、片野都市部副部長、鈴木都市政策課長、狩野都市計画課長、金子計画緑政担当課長、織田澤都市計画課副課長、田中都市政策係長ほか
- 6 傍聴者 1人

議事の概要

1 審議事項

ア 付議

議第13号 小田原都市計画公園の変更

都市計画課長

それでは、議第1号 小田原都市計画公園の変更について、説明する。

今回の変更は、平成28年11月の第3回都市計画審議会に報告したもので、その後、都市計画法に基づく案の縦覧などの手続きを進めてきたものである。

改めて、概要について説明する。

資料1をご用意いただき、前方のスクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画公園の見直しの背景と目的であるが、平成13年に国の都市計画運用指針が改正され、社会経済情勢が大きく変化する中、建築行為を制限し、長期未着手の都市計画道路や公園などについて、必要に応じ都市計画変更の検討を行うことが望ましいとされたものである。

さらに、平成23年11月の改正では、見直しのガイドラインを定め、必要性の検証を行うことが望ましいとされている。

これらを受け、神奈川県では、平成27年3月に「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を策定し、各市町が都市計画公園の見直しを進めているものである。

なお、昨年11月に県により決定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においても、都市計画公園の見直しが位置付けられている。

本市においては、昨年3月に改定した、緑の基本計画に公園の見直しを位置付け、作業を進めてきた結果、板橋地内の河原公園の一部を廃止するものである。

河原公園は、昭和30年1月に都市計画決定した早川沿岸土地区画整理事業区域内にあり、事業が実施された第2工区と都市計画を廃止した第3工区にまたがって位置しており、昭和42年3月に決定した、面積約0.5ヘクタールの都市計画公園である。

その後、西湘バイパスの延伸計画により、河原公園の一部が西湘バイパスの予定地となり、昭和44年に0.5ヘクタールの面積を確保しながら公園の区域を変更したが、既に土地区画整理事業が進んでいる中、土地所有者の理解は得られないなど、昭和56年4月に、面積約0.44ヘクタールの公園として開設したものである。

早川沿岸土地区画整理事業の第3工区については、開発行為等により道路と宅地の整備が進み、平成25年1月に本審議会の議を経て、土地区画整理の都市計画を廃止している。

その際、未利用地の宅地利用推進と交通の安全性向上のため、市道1091他1路線を道路整備計画に位置付け、この一部が河原公園を通ることとしたものである。

河原公園の見直しとしては、県のガイドラインにおいて、都市計画公園の見直しは、緑の基本計画と整合を図ることとしている。

河原公園の周辺においては、市内の他地区よりも1人当たりの公園等面積が広く、都市公園が均衡良く配置していることから、緑の基本計画において公園の整備を優先する地区には該当しな

いと整理している。

また、河原公園の配置、機能としては、街区公園の標準面積0.25ヘクタールを満たす0.45ヘクタールが開設しており、近隣の山根公園、奥山根公園など誘致距離250メートルの範囲に重複するよう適切に配置されているものである。

現在の河原公園の機能としては、レクリエーション機能、防災倉庫及び耐震性貯水槽等の防災機能を確保しているものである。

このように、国の都市計画運用指針の改正、県のガイドラインの策定を受け、見直しの検討を行った結果、河原公園区域内にある民有地と道路計画区域などを除外し、赤線で示す区域に変更するものである。

また、今回の都市計画公園見直しに伴い、都市計画法施行規則の改正（平成5年6月30日建設省令第14号）により、街区公園とみなされていた市内21の児童公園について、街区公園に種別変更するとともに、整備済みの南板橋公園を開設面積に合わせるなど、事務的な修正を行うものである。

なお、本案件については平成29年3月15日から平成29年3月29日にかけて、都市計画法に基づく案の縦覧を行ったところ、縦覧者が1名いたが、意見書の提出はなかった。

以上で、議第1号 小田原都市計画公園の変更について、説明を終える。

会 長 ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問をいただきたい。

(意見・質問なし)

会 長 それでは、意見や質問がないため、審議事項 ア 付議 議第1号 小田原都市計画公園の変更についてお諮りする。
原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 異議がないものと認める。
それでは、議第1号 小田原都市計画公園の変更について、原案のとおり可決する。

2 報告事項

ア 小田原都市計画道路の変更（県決定）について

都市計画課長

それでは、報告事項ア 小田原都市計画道路の変更（県決定）について、説明する。資料2をご用意いただき、前方のスクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画道路の変更の背景と目的であるが、先ほどの都市計画公園の変更と同様に、見直しに係る都市計画運用指針が示されたことを受け、本市では平成18年に都市計画道路の見

直しに着手し、平成24年までに第1回目の都市計画道路の変更を行っている。

今回は、神奈川県が、過去に事業が行われた県決定路線について、全県的に調査を実施したところ、いくつかの不要な区域が確認されたものである。

そこで、事業施行者に、必要性や交通上の安全性などの確認を行ったところ、今後、拡幅等の整備の必要はなく、現況の道路形状で問題ないと回答を得た箇所について、現在の道路線形に合わせた区域の変更を行うものである。

変更箇所は、県内3市2町における8路線11箇所、本市においては、西湘バイパス1箇所、小田原早川線2箇所の合計3箇所について、変更するものである。

なお、土地所有者には、順次説明を行い、現在のところ了解が得られている。

次に各路線について、説明する。

はじめに、西湘バイパスであるが、国府津四丁目地内と風祭地内を結ぶ都市計画道路で、昭和31年9月に自動車専用道路として当初決定され、平成2年11月には計画延長約9,900メートル、計画幅員18メートルで最終決定されている。昭和38年から平成7年にかけて、当時の日本道路公団（現中日本高速道路株式会社）により整備され、一部区間を除き、事業が完了している。

変更箇所は、板橋地内、小田原西インターチェンジにおける小田原厚木道路への分岐部分である。

当初は、土羽の法面による整備を計画していた部分を、整備の際に石積み擁壁に変更し、施工されたことから、不要となったものを廃止しようとしている。

次に、小田原早川線であるが、城山一丁目地内と早川一丁目地内を結ぶ都市計画道路で、昭和21年8月に都市計画決定され、昭和58年8月に計画延長約2,350メートル、計画幅員15メートルで最終決定されている。昭和46年から平成13年にかけて、神奈川県により整備され、完了した道路である。

変更箇所は2箇所あり、ともに星槎城山トンネルの出入り口部分である。

1箇所目は、南町一丁目地内、小田原消防署・南町分署側である。

擁壁の形状を現場の状況に即して変更し、整備されたことから、現状の道路線形に合わせて変更するものである。

2箇所目は、城山四丁目地内、小田原城側の出入り口である。

当初計画段階では、小田原早川線本線の外側に、トンネル上部の側道を区域に含めていたところ、一部、本線上に床版を張り出し、側道を整備したことから、現状の道路線形に合わせて不要な部分を変更するものである。

最後に、今後のスケジュールであるが、県決定案件であるので、平成29年8月に県が素案の閲覧を実施し、11月頃に都市計画案の縦覧を行った上で、本審議会に諮問する予定である。

また、年明けの1月に県の都市計画審議会に付議して、3月頃の都市計画変更告示を予定している。

以上で、報告事項ア 小田原都市計画道路の変更（県決定）について、説明を終える。

会 長 ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問をいただきたい。

（意見・質問なし）

会 長 質問もないため、議事を終了する。
最後に、事務局から何かあるか。

都市政策課長 次回、平成29年度第2回審議会については、8月25日金曜日、午前10時からを予定している。
また、次回の審議会についても、原則公開でお願いしたい。

会 長 それでは、以上をもって、平成29年度第1回小田原市都市計画審議会を閉会
する。

以 上

署 名

会 長 岡 村 敏 之

副 会 長 中 西 正 彦